

平成25年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年 3月19日（火）9時30分 宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	12番 池田信博
2番 前田芳樹	8番 石田茂春	13番 池田賢治
3番 平田文夫	9番 高宮陽一	14番 福田晃
4番 齋藤幸廣	10番 米澤壽重	15番 安部和子
5番 是津輝和	11番 遠藤義光	16番 松森豊

1、欠席議員

7番 齋藤昭一

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	観光課長 吉田誠
副町長 池田高世偉	定住対策課長 八幡哲
教育長 山本和博	農林水産課長 佐々木千明
総務課長 齋藤福昌	下水道課長 村上孝三
会計管理者 村上静夫	建設課長 井川善寿
企画財政課長 大庭孝久	水道課長 山崎龍一
税務課長 脇田千代志	総務学校教育課長 岩水守
町民課長 佐々木秋幸	生涯学習課長 大上博人
福祉課長 池田茂良	布施支所長 山川由夫
保健課長 井川芳樹	五箇支所長 長田栄
環境課長 浅生久	総務課長補佐 野津浩一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、議員提出議案の題目

発委第1号 隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則

発委第2号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第3号 県・乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書

発委第4号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

発委第5号 島根県土砂災害警戒区域指定の隠岐の島町小原田川上流の砂防堰堤設置を求める意見書

発議第1号 竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴を求める意見書

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時55分）

日程第1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案、議第14号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第46号「工事請負契約の締結について〔鮮魚運搬船建造工事〕」までの議案計33件及び陳情・要望案件並びに継続審査となっている各常任委

員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関しまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：11番 遠藤義光 議員

11番（ 遠 藤 義 光 ）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は閉会中の2月14日、15日、26日の3日間開催し、平成25年第1回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。また2月24日には株式会社あいらんの役員を参考人として招致し勉強会を行いました。

そして、今定例会会期中の3月14日、15日、18日の3日間、付託になった議案について所管課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査いたしました。

審査の結果は、別紙のとおりいずれも全会一致で「可決すべし」としました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告します。

中期財政計画についてであります。合併特例債が26年度で終わり、その後は交付金の一本算定となり、平成27年度からは毎年1億円から3億円の減額となると推計されることから、第3次行財政改革では民間にできることは民間へ経営移譲をすすめる等、事業の見直しや職員定数の削減などの改革により財政の健全化に努める必要があり、今後検討をして行くとの報告を受けました。

新年度予算関係については、観光宿泊施設など6施設の指定管理料は4年前から社会情勢が変わったにもかかわらずそのままであり、見直しによる適正化が必要との指摘によるものであります。過去2年間の実績を積み上げることによる見直された額であり、ホテルサンライズ布施他5施設で、総額で865万円増額の2,195万円となりました。

指定管理団体は、株式会社あいらんどであります。なお、12月議会で経営支援補助金2,000万円を議決した際求めた経営陣刷新については、4月7日に臨時株主総会を開催するよう調整が行われております。隠岐の島町は株式会社あいらんの筆頭株主88.82パーセントであります。臨時株主総会において残り約11パーセントの株主約250名の声も聴くべきとの意見もありました。

生活バス路線対策事業費の新運行業務委託費645万6千円は、バス更新に伴い隠岐一畑交通株式会社に委託するものであります。経費削減方法を検討中とのことであり、委託料については、6月定例会以降で科目組替等の措置を行なう可能性があるとの報告を受けたとこ

るであります。

当委員会としては、交通弱者に対して利便性を考慮した緻密な運行体制を整備検討するように、また、運行費補助金に対しては補助金交付基準を整備するよう指摘いたしました。

集会所等の改修及び建設助成金については要綱の見直しを行っているとのことですが、町条例にあるものについて町が援助するもので、今後アンケート調査をして必要な資金額などを計算し予定を立てるとの報告がなされました。

孫抱き交付金事業は、島内で結婚披露宴を挙げることによる島内消費拡大による経済活性化を揚げ、同時に伝統文化の子授けの儀の継承を目的としたものであります。平成 24 年度に 9 組、現在 2 件の問い合わせがあります。最低 30 人以上が対象要件となることに對し、不公平感があるとの指摘があり、審査した過程で披露宴の定義や最少人数などについて意見が出されましたが、人数の項目を削除することとなりました。

統廃合で未使用となっている五箇給食センターについてであります。隠岐の島町商工会スモールビジネス協議会の声を聴き、特産品加工場として整備するものでプロポーザル方式で公募し、起業する組織の事業に必要な設備を整備するものであります。加工場の整備と特産品の開発は雇用の創出や観光振興の面からも特に重要であり、今後更に積極的に取り組むべきと指摘をいたしました。

農業公社については、農業公社職員労働組合は島根県労働委員会に斡旋を申し込み、第 4 回目の斡旋で 3 月 16 日に隠岐の島町との合意に達しました。合意内容は、4 年間の経営支援補助、平成 25 年 4 月 1 日から新生産法人としての生産を開始し、4 年間の支援については平成 25 年 4 月 1 日からとするものです。

今後の日程は、3 月 21 日に双方「確認書(案)」修正を事務局に送付、3 月 22 日「確認書(案)」修正分を事務局より送付、3 月 25 日労働委員会において、調印のはこびとなり、分社化の答申が示された時から長年続いた協議にメドがついたところであります。今後、新法人との協議の中で施設貸与や機械設備等の貸与に関し協議が行われることとなりますが、新法人には前農業公社施設の無償貸与など一般農業者に比べて恵まれた条件下でのスタートになります。

今後、隠岐の島町農業公社理事会、隠岐の島町農業公社職員労働組合、隠岐の島町農業公社ユニオン労働組合、隠岐の島町と 4 者で覚え書きを締結するにあたっては、現有農機具などの貸付条件などにおいて一般の農業者と不公平が生じないよう慎重に協議するよう指摘しました。

次に条例関係であります。

行政組織の見直し、下水道課と水道課を統合して上下水道課とする案については、3月まで方向性が出なかったため25年度中に業務を一本化し、池田浄水場に事務所統合するものがあります。町民の皆様にも周知徹底して窓口業務などで迷惑のかからないよう最大限努力して行く方針を確認しました。

調査事項であります。

株式会社あいらんととの勉強会では、日ごろ執行部の説明だけを受けており、役員からも話を聞く必要があるとして勉強会を行いました。あいらんとの現状、今後の方向性、社長の責任、早期に臨時株主総会を開き役員を刷新するべきではないか、また設立の経緯もあり一般株主の声も聞くべきとの意見も出されました。

次に、所管する事項について現地視察を行いました。

視察先は砂防堰堤設置について陳情書が出された町内小原田地区で、近年、土石流災害に見舞われ田畑や家屋に被害が発生したことがある地区であります。

建設課長から現地の説明を受け、地元区長さん始め住民の皆さんの声を聞くことができ、陳情内容に対して理解を深めることができました。

陳情案件についてであります。

- 1、「小原田川上流の砂防堰堤設置について」は小原田地区代表津禎氏外6名から提出されたもので、小原田川流域が島根県の土砂災害警戒区域に指定されており、近年豪雨時に周辺の田畑や家屋に浸水や土石流、倒木の流出等の被害が出ており、今後更に大きな災害発生が予想され、下流域住民の安全・安心の確保の観点からも整備は不可欠であると判断して全会一致で「採択」といたしました。なお、意見書を島根県知事へ提出することを採択しました。
- 2、「国民保養センター隠岐の島テニスコートターフ張り替え整備についての陳情」隠岐島ソフトテニス連盟会長村上操氏他5名については、施設の改善はスポーツ振興の上からも重要であり全会一致で「採択」といたしました。
- 3、「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の採択について」島根県国家公務員労働会議共闘会議議長日高徹氏については、国の出先機関の原則廃止を始めとする「地方主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」地域において国が果たすべき責任と役割を曖昧にするものであり、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保することができなくなることが懸念されることから、体制・機能の充実を求めるものであり、全会一致で「採択」といたしました。

なお、まちづくり対策事業に関する調査、地域産業の振興に関する調査については更に調

査研究が必要であり、議会閉会中も継続して調査を行って行きます。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成25年度一般会計及び各特別会計予算と隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例など、また継続審査としていた陳情案件など、計17件の審査と所管の調査事項について調査を行いましたので審査の経過及び結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中2月20日、21日、23日、25日、会期中の3月14日、15日、18日の7日間開催し、必要に応じて関係課長、担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、平成25年度一般会計及び特別会計の当初予算については、全会一致で「可決すべし」といたしました。主な意見、指摘事項について申し上げます。

まず、隠岐の島町社会福祉協議会についてであります。介護保険制度がスタートしてからデイサービス事業や配食サービス、はつらつサロンなど、町からの指定管理や委託を受け、それぞれの事業を実施して来ているところであります。平成24年度にはサロン事業の受託を中止し、25年度からは配食サービスも中止する予定であります。

介護保険事業の指定管理を受けることで、本来の地域福祉事業の妨げとなることならやむを得ないと思っております。合併以降、地域と町社協の距離が遠くなっていることも事実であります。

また、デイサービス事業の指定管理の期限も25年度末で終了することから、これらの介護保険サービスや高齢者福祉サービスの受け皿をどのように確保するのが大きな課題であり、早急に対応を検討するよう指摘をしたところでございます。

更に、町社協には人件費及び事務局運営費の補助金を支出しておりますが、補助金の額も年々増加傾向にあり、町と町社協が連携して地域福祉活動を展開するためにも、恒常的に連絡会を開催するなどして情報を共有し、町社協の活動が地域の皆さんの目に見えるように活動を展開するよう指摘をしたところでございます。

次に各種がん検診についてでございますが、受診勧奨など啓発活動を強化するようたびたび指摘をしておりますが、依然として受診率は横ばい傾向であり、目標値にはほど遠い

状況であります。

行財政改革により職員数が削減される中で、権限移譲や事務移管などにより保健師の業務も増加をしており、保健事業を強化するためにも専門職員の増員は急務であります。

町民の皆さんが、健康であんきに暮らすためには保健事業の強化は不可欠であり、そのためにも、保健・医療・福祉の連携と体制の確立を図るように指摘をいたしました。

次に、乳幼児の医療費助成制度についてであります。本町の制度は島根県との折半で0歳から就学前までの医療費の一部負担を助成しておりますが、子育て支援・少子化・定住対策の上からも、義務教育終了まで独自の支援策を実施するよう要望いたしました。

次に図書館の管理運営については、図書館長と財団職員との人事管理・指揮命令関係が法的に解決することが困難であることから、新年度において引き続き、直営・委託・指定管理の方法を検討することとしています。行財政改革でも図書館は、本来、指定管理制度にそぐわない施設として指摘しております。図書館行政をどのように確立して住民サービスを提供するのが問われているため、早急に結論を出し、住民サービスに支障をきたさないよう指摘をいたしました。

次に、隠岐ジオパークの世界認定についてであります。

隠岐ジオパークの世界認定見送りは大変残念な結果となりましたが、引き続き、認定に向けて取り組みを強化する必要があります。

生物や生態系、文化遺産、遺跡など貴重な資源があることは理解できますが、島民に対する啓発活動は更に必要であります。

世界認定は一つの通過点、島民が本気で自然の大切さや生活環境に関心を持つなど意識の高揚を図ることが最も必要なことであり、そのための関係資料の作成や啓発活動を強化するように指摘をいたしました。

次に、学校給食についてであります。学校給食は当初はパン給食中心だったものが、国の米消費拡大施策の推進により米飯給食となった経過がございます。

米飯給食の導入につきましては、農協が参入することとなり施設の改修も行い、当時は農協職員1名と調理員2名、計3名の人件費相当分を委託金として現在に至っていると承知しております。しかしながら、JA 隠岐から人事管理や採算性の問題により平成25年度からの業務を撤退したいとの申し入れがあり、教育委員会では臨時職員を増員して対応することといたしました。

米の安定的な供給をするために町の協力で低温冷蔵施設も建設したばかりであります。人

事管理や採算性の課題があるならば、それらの課題を解決して町の施策に協力するのが経済団体ではないでしょうか。この度の JA 隠岐の決定は大変残念な結果であり、地産地消など第 1 次産業の振興のためにも町との連携強化を図り町民の福祉の向上に寄与されることを切に要望するものであります。

最後に、国保事業会計についてであります。

国保事業につきましては、平成 25 年度から 3 か年かけて保険税の改定を行うこととしておりますが、同時に特定健診や人間ドックの受診勧奨、保健事業の強化を図ることで医療費の削減を図ることとしています。また、保険税滞納者についても徴収対策本部で精力的に取り組んでいるところであります。

本来なら、滞納者は資格証明書を発行してもらい 10 割負担をして受診することになります。受診料が高額となり受診控えが起きる可能性があることから、滞納の一部を納入した者については短期の被保険者証を発行して受診できるように配慮して頂いているところであります。しかしながら、このままでは滞納状況はいつまで経っても改善はできないことから、今後の対応としては滞納者には資格証明書を発行し、10 割負担の受診をやむを得ないとの判断をせざるを得ない状況であり、資格証明書の発行については、十分に滞納関係者に周知をして取り組むように指摘をいたしました。

次に、隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例など 4 件の条例改正についてありますが、それぞれの改正につきましては関係法律の改正などに伴うものであり、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、継続審査としていた陳情案件についてであります。

まず、陳情第 6 号松江市島根県保険医協会会長吉岡繁治氏から提出のあった「県・乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める陳情書」についてであります。島根県内 19 市町村のうち 16 市町村が独自に何らかの上乗せ助成をしており、そのうち 8 市町村が中学校卒業までの助成を行っております。県の要綱どおり実施している町村はわずかでございます。子育て支援・少子化・定住対策の上からも医療費助成制度の拡大は必要と判断し、全会一致で「採択」といたしました。

次に、陳情第 7 号、松江市島根県医療労働組合連合会執行委員長佐野みどり氏から提出のあった「安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善大幅増員を求める陳情書」と、提出者は同じであります。陳情第 8 号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書」についてであります。これらは何れも制度改正や勤務環境の改善を国に求めるも

のでございます。

審査におきましては、看護師等の勤務環境の改善や介護職員の処遇改善等を国に求めるべきであり採択すべきという意見もございましたが、勤務環境や処遇環境は労使間の問題である。また、介護職員の処遇改善については、介護保険制度において本町の介護保険税が全国第2位の状況もあり、更に介護報酬が上がると保険税負担が増えることとなります。

現状の制度において国の負担増を求めるなら理解できるものでありますが、介護費用が増額となることは問題があるという意見もあり、陳情第7号及び8号は、賛成多数で「不採択」といたしました。

次に、陳情第9号、松江市松江生活と健康を守る会会長高取謙次氏から提出のあった「生活保護基準の引き上げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情書」についてであります。現在、国においては保護費の不正受給や保護基準の逆転状況など生計費等の不均衡を解消するため制度を見直すこととしております。

生活保護制度は、憲法第25条の精神を尊重すべきであり、保護基準の引き下げをしないよう国に要望すべきとの意見のありましたが、しかし、生計費等の逆転など不平等を解消することは必要であり、国の対応を今一度見守るべきとの意見が多数であり、賛成多数で「不採択」といたしました。

最後に、所管事項の調査についてであります。12月定例会でも報告をしておりました、隠岐高校・水産高校の両校の存続問題は本町にとっても重要な課題であります。より良い高等教育・魅力ある学校づくり、定住対策、そして、本土からの入学希望者を含め島内の入学希望者を増やす対応が求められております。

当委員会は、実態把握に努め、調査・研究することにいたしました。具体的な取り組みはできなかったため、改選後の常任委員会においても、引き続き、高等教育のあり方について調査研究をして頂きますように要望しておきたいと思っております。

最後になりますが、我々教育民生常任委員会の4年間、町長始め副町長、教育長、各課長、担当者の皆さんには、いろいろと苦言を申し上げたかと思っております。これも町民の皆さんの幸せや隠岐の島町発展のための思いであります。ご容赦を頂きたいと思っております。できれば、今後の行政推進に役立てて頂ければ幸いです。

なお、所管調査事項につきましては、議会閉会中も継続して調査研究することを申し上げて、以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

次に、議会広報調査特別委員長：1 番 安部大助一 議員

1番（ 安 部 大 助 ）

それでは、議会広報調査特別委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会会期中の3月8日に委員会を開催し、議会だより27号から33号までの議会だよりの編集についての総括を行いました。

当委員会の編集方針は、読みやすい議会だより、身近な議会だよりを基本としてまいりましたが、多くの問題点が挙げられました。

まず、一般質問では文章の流れが不規則な箇所が多くあり読みにくかった点や、1ページに2人の議員を掲載したため情報が不十分であったことが挙げられました。

委員長報告のページでは、決定事項や指摘事項を中心に掲載してまいりましたが、議論した内容、決定までのプロセスの掲載が少なかったことが挙げられました。

また、全体的には追跡記事や住民の意見コーナーなど、住民参加の紙面がなかったことや誤字、脱字が多々あったことなどが挙げられました。

問題要因には紙面上の都合もありましたが、チェック体制の強化や議員各位への依頼内容を詳細に示していなかったためであるとまとめました。

議員各位には、議会だよりの編集に対してご協力を頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。議会だよりは住民の皆さまに対して議会の情報を公開する一つの方法であり、重要な役割を担っております。

本年4月末日で議員の任期が満了となり新たな体制となると思いますが、今後も議会だよりの調査研究を行っていくことを申し上げ、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

議長（ 池 田 信 博 ）

次に、行財政改革特別委員長：3 番 平田文夫 議員

3番（ 平 田 文 夫 ）

行財政改革特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の1月28日から29日にかけて海士町の行政視察を行い、また会期中の3月8日には委員会を開催し、関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、所管調査事項の調査研究を行いました。

まず、1月28日からの海士町の行政視察について、参加者は、私、平田と高宮副委員長、松森、遠藤、安部大助、池田賢治の各委員と随行者の田中順子議会事務局長補佐であります。

隠岐の島町における外郭団体、特に株式会社あいらんど、教育文化振興財団、農業公社等

では経営状況や町との連携も好ましくない状況もあるため、行政と外郭団体との関わり等について、海士町の戦略的な先進事例を学びました。

海士町の外郭団体であります株式会社海士が経営している、マリポートホテル海士の活動状況や現状・課題等について、代表取締役の辻村文夫氏、支配人の波多努氏、役場の青山交流促進課長から説明を受け、意見交換を行ったところであります。

株式会社海士は、マリポートホテル海士のほか、海中展望船、スキューバダイビングの事業を営んでおり、平成23年度の決算概要は、総売上金額は1億5,762万円で、昨年より822万円増加し、売上増に伴い売上原価も増えたとのことであります。

宿泊部門では、宿泊者数10,899名、前年度比で754名の増、海洋事業部門では乗船者数3,397名、前年度比で86名の減とのことでありますが、社員の努力の結果もあり、賞与は昨年より多く支給したとのことであります。

今後の課題としては、人員不足が各部署に見られ、社員、パートの負担が大きくなってきており、増員が緊急の課題となっているとのことでありますが、辻村社長のリーダーシップが社員との信頼関係を築いています。

また、それぞれの外郭団体に対して町がしっかりと関係を持って指導・助言を行い、外郭団体も、町のために努力している様子が感じられました。

午後からは役場に場所を移し、大江産業創出課長から町政の戦略等について説明を受けました。

ご承知のように、海士町の生き残りを懸けた攻めの戦略の基本は、「自立・挑戦・交流」であります。自立とは厳しい中で身を削る。挑戦とは新しい産業を創出する。交流とは新しい人材を育てるとのことです。

次の戦略は、住民の手づくりで振興計画を策定し、次は住民がやる前に職員のやる気を起こさせるとのことです。その基本は、ものづくりで地産地消、そして外貨を稼ぐ、人づくりは多くの住民の皆さんに参加をしてもらうとのこと。大江課長は自信をもって生き生きと話され、挑戦する前向きな姿勢に感動しました。

また、山内町長との意見交換も行いましたが、主に、今日までの取り組みの状況等について話をして頂きましたが、基本的には行政から町民には提案をせず、町民から提案があったことに対して解決する努力をして来たとのことでありました。そのことによって、一つに町民の価値観が変わってきた。二つ目に合併をしなかったことで生き残るための施策がうまくドッキングした。三つ目には子どもが変わった。四つ目には移住のハードルを下げたことで自

由さが生まれ、人を資源とすることができたとのことであります。

その他にも、競争の厳しい環境の中で第三セクターへの支援については、ソフト的支援、人材、商品開発など、行政も一緒になってチャレンジすることが求められているということでありました。第三セクターは地域という捉え方をし、お金を出して後はお任せ、ということではない。公的資金を投入することは解決策にはならない。

また、隠岐では民間活力では無理がある。行政指導でやるべきだ。役場は地域最大の情報源であり、最大の力を発揮すべきである。職員を貼り付けることが地域再生につながる。これから新たな自治体運営を、どう作り上げていくのかが行政のキーポイントであると言われたことは大変印象に残りました。

翌 29 日には、株式会社ふるさと海土の CAS 凍結センターや水産物直販所、海土町に企業進出している岡部株式会社海洋事業部の海土町海藻センターの現場視察を行いました。

行政視察の詳細につきましては、資料を事務局に保管してありますので、ご参照頂きますようよろしくお願いいたします。

次に、3月8日開催の委員会では、23年度の行財政改革の成果と4月の行政組織の改革について意見交換を行いました。特に、4月の行政組織の変更については、委員から、単なる数字合わせで町が何をしようとしているのかその姿が見えない。組織変更のための情報提供がなされず、決定するまでのプロセスにも問題がある。今回の組織の変更は改めて見直すべきだなど、厳しい意見が多くあったことを申し添えます。

以上で、行財政改革特別委員会の報告を終わりますが、執行部の皆さん、報告は聴くのみにとどめず報告を尊重して、住民の皆さんが幸せを感じる“まちづくり”に反映されることを申し添えておきます。

行財政改革特別委員会は、本日の報告を持って解散いたします。委員の皆さん、本当にご苦勞様でございました。議員の皆さん、ご支持有難うございました。

議長（池田信博）

次に、竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

竹島対策特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の2月22日には島根県竹島の日記念式典に参加をし、閉会中の2月6日と会期中の3月8日の2日間、委員会を開催し執行部担当者からの説明を求め、所管調査事項について調査等をしたのでその主なものについて報告をいたします。

2月22日の第8回島根県竹島の日記念式典は、島根県民会館で開催され、式典には初めて政府関係者も出席し、全国ネットのマスコミ取材も格段に増加するなど、会場は熱気にあれておりました。ようやく一步前進したかの感でありました。

表彰の部では、昭和30年まで竹島の漁業権を保持しておりました隠岐の島町久見在住の池田邦幸氏が協力者表彰を受け、そして式典の締めくくりに、隠岐の島町長による、なお一層の取り組みに対する決意表明がありました。

2月6日と3月8日の委員会においては、まず、島根県竹島資料室が2月22日の記念式典に合わせて隠岐の漁業者が行っていた竹島漁業の特別展示をするということで、その視察参加について協議をしました。

委員からは竹島問題に対する関心の高まりによって、竹島資料室を訪れる入場者数が昨年の3倍増しに達しているという中で、隠岐の漁業者による竹島漁業の特集であれば是非視察すべきだとの意見がありました。2月22日の午前中に視察をしたところ、特別展への観覧者は引きも切らず、装備も貧弱な中でまさに命がけの漁業をして竹島を占有していた先人たちの苦勞を垣間見ることができる展示でありました。隠岐島民・県民・国民に絶えず竹島に関心を持ち続けてもらうことが何よりも必要だと認識をさせられるものでありました。

次に、平成23年12月定例会で議決をしておりました執行部に対する要望事項3項目の取り扱い状況について執行部に説明を求めました。

島内4か所に設置するよう求めた「竹島・かえれ島と海」の広告塔は、一基当たりの単価を下げて25年度に2か所を、26年度に3か所の設置をし、合計5か所の設置をする予定との執行部説明がありました。啓発ポスターの制作は県が作成したものを使い、その印刷費用の一部を町も負担する予定であるとの説明でありました。啓発バッチの製作は検討をした結果、まずはこれに替えて25年度に、竹島ジオラマと竹島絵はがきを作成するとの執行部からの説明でございました。

これらに対し委員会としては、要望事項3項目は議会の議決を経たものであるので早急に取り組むように指摘をしました。

次に、竹島問題を国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書を、本町議会は24年6月定例会の議決を経て政府に対して提出し、そして、当時の政府は毅然として単独提訴をすると総理大臣が公言しておりましたが、未だに提訴をしていない。政府は早く単独提訴をするべきだと要求する意見書を、島根県議会は昨年12月定例会でこれまでにない全会一致で議決し提出しておりますが、所管自治体の議会としてもこれにならって再度意見書を提出

してはどうかとの意見がありまして、全員一致で同様の意見書提出を今定例議会に提案することといたしました。

以上、今回をもって最終報告といたします。

これまでの議員各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げます。竹島対策特別委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

以上で「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第14号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの34件、及び本日の議事日程第1で行いました、常任委員長、特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 3、採 決

「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

まず始めに、議第14号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第15号「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」までの2件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、常任委員長のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 14 号から議第 15 号までの 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 16 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第 17 号「隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」までの 2 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 16 号から議第 17 号までの 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 18 号「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 28 号「隠岐の島町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」までの計 11 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 18 号から議第 28 号までの 11 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 29 号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」から議第 30 号「町道路線の認定、変更及び廃止について」までの 2 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 29 号から議第 30 号までの 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕」の 1 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 32 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告にとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 32 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 33 号「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 45 号「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの計 13 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告にとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 33 号から議第 45 号までの 13 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 46 号「工事請負契約の締結について〔鮮魚運搬船建造工事〕」の 1 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 46 号は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、諮問第 1 号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

次に、陳情第 6 号「県・乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める陳情書」、陳情第 7 号、「安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」、陳情第 8 号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書」、陳情第 9 号「生活

保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書」、陳情第 10 号「国民保養センター隠岐の島テニスコートターフ張替整備についての陳情」の 5 件を採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第 6 号から陳情第 10 号までの 5 件は、委員長報告のとおり決定しました。

最後に、陳情第 1 号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の採択について」、要望第 1 号「小原田川上流の砂防堰堤設置についてのお願

い」の 2 件を一括して採決いたします。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります

従って、陳情第 1 号、要望第 1 号は、委員長報告のとおり決定しました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 4、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「 異 議 な し 」 の 声 を 確 認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

本日、お手元に配付のとおり 6 件の議案が議員・委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員・委員会提案の要件を満たしています

ので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました6件の議員・委員会提出議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

始めに、発委第1号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

発委第1号 隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年3月19日提出

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

提出者 議会運営委員長 平田文夫

隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法の改正により、法第115条の2第1項に「普通公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係者を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」ものとされたこと、同条第2項に「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」ものとされたこと、これらの規定が新たに設けられたことから、公聴会、参考人について、隠岐の島町議会会議規則に規定するとともに、標準規則に照らし、その他必要と思われる所要の改正を行うものである。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

3番：平田文夫 議員

3番(平 田 文 夫)

発委第2号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年3月19日提出

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

提出者 議会運営委員長 平 田 文 夫

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

常任委員会の所管に関する事項の変更について、総務産業建設常任委員会所管の「下水道課」と「水道課」を統合し、「上下水道課」にするものであります。

議員の皆さまよろしく申し上げます。

議長(池 田 信 博)

以上で「提案理由の説明」を終ります。

次に、発委第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号「県・乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書」について、提出者か

ら「提案理由の説明」を求めます。

9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

発委第3号 県・乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年3月19日

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

提出者 教育民生常任委員長 高宮陽一

別紙にありますように意見書を読み上げ提案理由とします。

県・乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書

子どもが病気にかかりやすいことは、受診率の高さに表れています。子どもの頃の疾病をきちんと治癒させておくか否かが、成長後の健康状態を大きく左右します。

そこで、とりわけ子どもには早期発見・早期治療が求められているところであります。しかし、各種の調査喧嘩、国立社会保障・人口問題研究所「2007年社会保障・人口問題基本調査」、2012年実施の日本医師会「患者窓口負担についてのアンケート調査」、2010年実施の島根県保険医協会「経済的理由と思われる『治療中断・受診抑制』」の実態調査等から、現行の窓口負担（医療費）の負担感とその負担感による受診抑制の実態が明らかになるなど、将来を担う子どもたちの健康状態について懸念される状況にあります。

こうした実態に鑑みますと、県・市町村による乳幼児等医療費助成事業がきわめて重要な役割を担っていることがわかります。現在、島根県の制度として、小学校就学前児を対象に通院・入院で窓口負担の助成が実施されています。

県内市町村の状況は、独自に何らかの上乗せ助成を実施している自治体が、19市町村のうち16市町村に及んでいます。そのうち8市町が中学卒業まで通院・入院の自己負担の助成を行っています。

隣県の鳥取県は、「子育て大国鳥取県」を標榜し、県の事業として中学校卒業まで通院・入院の窓口負担を助成しています。乳幼児等医療費助成制度は定住対策としても有効です。よって下記事項の実現を強く求めるものである。

1、全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、必要十分な医療をうけることができることを目指し、県の乳幼児等医療費助成制度の対象を中学卒業までとするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 19 日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、島根県知事であります。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第 3 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第 4 号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

11 番：遠藤義光 議員

11 番（遠藤義光）

発委第 4 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 19 日提出

隠岐の島町議会議長 池田信博様

提出者 総務産業建設常任委員長 遠藤義光

意見書案を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

国の予算を国民の格差と貧困の解消のために重点配分をするとともに、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮できるように、国の公務・公共サービス機関の執行体制の充実強化を求めます。

1、憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。

2、国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策などの住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第4号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号「島根県土砂災害警戒区域指定の隠岐の島町小原田川上流の砂防堰堤設置を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

11番：遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

発委第5号 島根県土砂災害警戒区域指定の隠岐の島町小原田川上流の砂防堰堤設置
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年3月19日提出

隠岐の島町議会議長 池田信博様

提出者 総務産業建設常任委員長 遠藤義光

別紙を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

島根県土砂災害警戒区域指定の隠岐の島町小原田川上流の砂防堰堤設置を求める意見書

隠岐の島町小原田川流域は、近年、豪雨のために周辺の田畑や家屋に浸水や土石流、倒木

などの被害が出ております。この流域は、島根県の土砂災害警戒区域に指定されています。しかし、警戒区域に指定されているにもかかわらず、今日までに何らその対策は講じられておらず、予算化もされていないのが現状であります。

地域の安全と安心確保のため、砂防堰堤を早急に設置するよう個々に強く求めるところであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 19 日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、島根県知事です。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第 5 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第 5 号は原案のとおり可決されました。

最後に、発議第 1 号「竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8 番：石田茂春 議員

8 番（石田茂春）

発議第 1 号 竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 19 日提出

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部大助

賛成者 隠岐の島町議会議員 前 田 芳 樹
賛成者 隠岐の島町議会議員 平 田 文 夫
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 幸 廣
賛成者 隠岐の島町議会議員 是 津 輝 和
賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 昭 一
賛成者 隠岐の島町議会議員 高 宮 陽 一
賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重
賛成者 隠岐の島町議会議員 遠 藤 義 光
賛成者 隠岐の島町議会議員 池 田 賢 治
賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃
賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子
賛成者 隠岐の島町議会議員 松 森 豊

竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴を求める意見書

昨年 8 月 10 日の李明博韓国大統領の竹島不法占拠上陸の暴挙に対して、政府は竹島問題の解決のために、国際司法裁判所への提訴を表明し、韓国に対して国際司法裁判所への共同付託提案を行った。

この日本政府からの提案に対して韓国が拒否した際に発表された当時の外務大臣談話によれば「我が国政府としては、引き続き、竹島問題について法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するため、国際司法裁判所への我が国単独での付託を含め、適切な手段を講じて行く考えです。」と表明しているが、外交事態の変換はあるにせよ未だに単独提訴には至っていない。

この提訴は日本の正当性を国際社会に知らしめる有効な手段であり、これを先送りすることは韓国を始め国際社会に対して、日本は本気で竹島領有権を主張するつもりはないと誤ったメッセージを送ることにもなりかねない。

また、報道によれば、竹島や尖閣諸島に対して、本県をはじめ 37 都道府県の議会で政府への毅然とした外交姿勢を求める決議、意見書が可決され、地方から強い意思表示がなされている。更に昨年の全国知事会場で本県の溝口知事は、外務大臣に単独提訴を強く要望したところである。

それにもかかわらず、政府は積極的な姿勢を示さないままであり誠に遺憾である。

よって、国においては、竹島領有権において国際司法裁判所への単独提訴を速やかに行うよう強く求めるものである。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（領土問題担当）です。

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発議第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもって、平成25年第1回隠岐の島町定例会を閉会します。

（閉会宣告 16時29分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 25 年 4 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員